アスベスト含有建材が使用されている建築物の解体に係る留意事項について

(静岡県くらし・環境部環境局生活環境課)

総務省行政評価局がアスベストによる健康被害を防止する観点から、平成 27 年度 に建築物の解体時等におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策の実施状況を調査し、 必要な改善措置について、平成 28 年 5 月 13 日に関係省庁へ勧告しました。この勧告 を受けた環境省から改善措置の一環として、下記の事項について周知・徹底を図るよ う依頼がありました。

記

1 事前調査の適正な実施

建築物の解体工事、改造又は補修工事を行うときは、予め石綿含有吹付け材、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材の使用状況を調査(以下、「事前調査」という。)することが大気汚染防止法第18条の17において、義務付けられていますが、勧告においては、事前調査の未実施や不徹底により不適切な工事が行われた事例があることが指摘されました。

つきましては、事前調査を行う際には、以下の留意点を踏まえ、適切に実施されるようお願いします。

事前調査を行う際の留意点

- (1) 目視、設計図書等により調査する方法では特定建築材料(吹き付けアスベスト及びアスベストを含有する断熱材・保温材・耐火被覆材)の使用の<u>有無が明らかにならなかった場合は、特定建築材料の使用の有無を分析により調査</u>して下さい。分析方法は、日本工業規格(JIS)A1481-1、A1481-2又はA1481-3等があります。
- (2) 建築物等に使用される吹き付け材、断熱材等の建築材料については、<u>設計</u> 図書等のみで判断せず、現地調査を行い、設計図書との整合性を確認して下さい。
- (3) 当該調査は、<u>石綿障害予防規則第3条第1項及び第2項の規定に基づく事</u> 前調査と兼ねて実施しても差し支えありません。

2 事前調査等の適切な掲示

解体等工事を施工しようとする元請業者又は自主施工者は、事前調査の結果、特定粉じん排出等作業に関する内容等について、大気汚染防止法第18条の14及び第18条の17第4項並びに同法施行規則第16条の4、第16条の9及び第16条の10の規定に

基づき、当該工事の期間中、公衆の見やすい場所に掲示しなければならないとされています。

しかし、勧告においては、公衆に見やすい場所に掲示がない例や、掲示内容に不備がある例があること等が指摘されました。

つきましては、法律上必要となっている以下の掲示が適切に実施されるようお願いします。

事前調査に関する掲示事項

- (1) 事前調査の結果
- (2) 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- (3) 調査を終了した年月日
- (4) 調査の方法
- (5) 当該工事が特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類
- (注)当該解体等工事が<u>特定工事に該当する、しないにかかわらず、義務付けられているもの</u>であるため、届出不要の場合にも掲示しなければならないことに留意して下さい。

特定粉じん排出等作業に該当する際の掲示事項

- (1) 法に基づく届出の年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- (2) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- (3) 特定粉じん排出等作業の実施期間
- (4) 特定粉じん排出等作業の方法
- (5) 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 特定建築材料以外のアスベスト含有建材の適切な処理

アスベスト含有成形板などの特定建築材料以外のアスベスト含有建材(以下、「レベル3建材」という。)については、アスベストの飛散性は低いが、除去作業時に破砕や切断するなど、その取扱いが不適切な事例があると勧告において指摘されています。

レベル3建材については、以下の留意点を踏まえ、適切に除去作業を実施するようお願いします。

レベル3建材除去作業の留意点

- (1) アスベスト含有成形板は原則として散水等の湿潤化を行い、手作業で丁寧に剥がし、破損したアスベスト含有成形板は丈夫なビニール袋やシートに 囲い、小口や劣化部分からのアスベスト飛散措置を行って下さい。
- (2) やむを得ず切断等を行う場合は、散水やHEPAフィルター付き局所集じん装置を使用する等アスベスト飛散措置を図って下さい。
- (3) アスベストを飛散させるおそれがある場合は、解体施工部分の外周部分を 鋼製パネルや養生シート等で隙間なく囲んで下さい。

【参考資料】

- 1 関係法令
- (1) 大気汚染防止法〔昭和 43 年 法律第 97 号〕 (抄)

(作業基準)

第 18 条の 14 特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。) は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出 等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

- 第 18 条の 17 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。)の受注者(他の者から請け負つた解体等工事の受注者を除く。次項及び第 26 条第 1 項において同じ。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第 18 条の 15 第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。
- 2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が 行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査 に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。
- 3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者(第 26 条第1項において「自主施工者」という。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定による調査を行つた者は、当該調査に係る解体等工事を 施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省 令で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示し なければならない。
- (2) 大気汚染防止法施行規則〔昭和 46 年 厚生省·通商産業省令第 1 号〕 (抄) (作業基準)
 - 第 16 条の4 石綿に係る法第 18 条の 14 の作業基準は、次のとおりとする。
 - 一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示 した掲示板を設けること。
 - イ 法第 18 条の 15 第 1 項又は第 2 項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、そ

- の代表者の氏名
- ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ニ 特定粉じん排出等作業の方法
- ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 二 前号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表 の下欄に掲げるとおりとする。

(解体等工事に係る掲示の方法)

第 16 条の 9 法第 18 条の 17 第 4 項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

(解体等工事に係る掲示の事項)

- 第 16 条の 10 法第 18 条の 17 第 4 項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 法第 18 条の 17 第 1 項又は第 3 項の規定による調査を行つた者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 調査を終了した年月日
 - 三 調査の方法
 - 四 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

(2) 石綿障害予防規則〔平成 17 年 厚生労働省令第 21 号〕 (抄)

(事前調査)

- 第3条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。
 - 一 建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(石綿等の除去の作業を含む。 以下「解体等の作業」という。)
 - 二 第 10 条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
- 2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法(以下「法」という。)及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。
- 3 事業者は、第1項各号に掲げる作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従 事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 一 第1項の調査(前項の調査を行った場合にあっては、前2項の調査。次号に おいて同じ。)を終了した年月日
- 二 第1項の調査の方法及び結果の概要

2 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル

(平成 26 年 6 月環境省水·大気環境局大気環境課)

環境省ホームページの以下のアドレスより入手できます。

(http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/full.pdf)

- 事前調査の実施方法 49ページ~68ページ
- ・ レベル3建材の適正処理 122ページ~134ページ